

令和8年度市町村等DX推進支援事業

業務委託仕様書

令和8年2月

宮城県

## 仕 様 書

### 1 委託業務の名称

令和8年度市町村等DX推進支援事業（以下「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下、「自治体DX推進計画」という。）に基づき、宮城県内市町村等がデジタル技術やデータを活用して業務効率化や住民利便性の向上を図る「自治体DX」を推進することを目的とする。

また、地方公共団体情報システムの標準化（以下、「標準化」という。）については、円滑な移行に向けた支援のほか、移行後のシステム運用経費の最適化などの専門的な支援を行うものである。

### 3 用語の定義

- (1) 発注者 … 宮城県
- (2) 受注者 … 本業務の受注者
- (3) 市町村等 … 宮城県内の市町村・一部事務組合・広域連合・地方独立行政法人

### 4 業務の概要

受注者は、市町村等が自治体DX推進計画に掲げる取組を着実に進められるよう、以下の支援を行う。

- ・伴走型支援：DX全体方針が未策定の市町村への策定支援
- ・個別助言支援：自治体DXや標準化に課題を抱える団体への助言・情報提供
- ・知見共有：全市町村等に対する先進事例や国の動向等に関する情報提供

### 5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

### 6 履行場所

宮城県内（発注者が指定する場所）

### 7 委託上限金額

9,499,600円（税込）

## 8 業務要件等

受注者は、本事業の目的を達成するため、次の業務を行うこと

### (1) DX全体方針策定に係る伴走型支援

受注者は、国の「自治体DX全体手順書」のステップに従い、支援対象市町村が自団体のビジョン等に基づいた実効性のある全体方針（計画）を策定できるよう支援すること

なお、具体的な業務内容は、以下のとおり

#### ① 認識共有・機運醸成（ステップ0相当）

- ・ 国や他自治体等の動向について、情報収集を行うこと
- ・ 県がこれまで実施した、DX推進状況に関する調査結果等を踏まえ、支援対象市町村においてDXの必要性について共通認識を形成すること

#### ② 現状分析・課題抽出（ステップ1相当）

- ・ 県がこれまで実施した、DX推進状況に関する調査結果等を踏まえ、必要に応じて支援対象団体へヒアリングを行うこと

#### ③ 方針案検討（対象市町村の実情反映）

- ・ 小規模団体等の実情（一人情シス問題等）に配慮した柔軟な構成を提案すること
- ・ 支援対象市町村において、自治体DX推進計画に記載のあるデジタル人材の確保・育成に係る方針が策定されていない場合は、策定するDX全体方針に、同方針も記載すること

#### ④ 最終案の提示・推進体制の助言

- ・ 成果物として、Microsoft PowerPoint等の編集可能な様式で「DX全体方針（最終案）」を取りまとめ、支援対象市町村及び発注者に提出すること
- ・ 提出した「DX全体方針（最終案）」に基づき、支援対象市町村に対して方針実行に向けた助言を行うこと

#### 【想定される支援回数等】

項目	内容
支援対象団体数	・ 県内市町村 4団体以上
支援回数	・ 1団体あたり4回程度（対面又はオンライン） ・ 1回あたり2～3時間程度

## (2) 自治体DX（標準化対応を含む）に係る個別助言支援

受注者は、市町村等から寄せられた自治体DX（標準化対応を含む）に係る相談・質問等に対し、専門的な見地から、随時、助言・情報提供等を実施すること  
なお、想定している助言・情報提供の内容は、以下のとおり

### ① 自治体DXに関する支援（例示列举）

- ・ 先進事例等に関する情報提供
- ・ 作業項目、進捗管理及び課題管理等の様式（テンプレート）の提供
- ・ 内部調整等に必要な各種資料の作成又は作成補助
- ・ 計画案又は方針案等に対するアドバイス
- ・ 予算要求支援（仕様書や見積内容の精査等）
- ・ 研修会における講義

#### 【想定される主な相談事項】

- ・ 全体方針やデジタル人材の確保・育成方針に関すること
- ・ 首長や現場の機運醸成に関すること
- ・ デジタル人材の確保・育成に関すること
- ・ アナログ規制への対応に関すること
- ・ 自治体フロントヤード改革に関すること
- ・ eL-QRの活用など公金収納に関すること
- ・ デジタルツールを活用したBPRに関すること
- ・ デジタルツールやシステムの導入に関すること
- ・ セキュリティポリシーの改定などセキュリティ対策に関すること 等

### ② 標準化対応に関する支援（例示列举）

- ・ 特定移行支援システムや経過措置となったシステムについて、円滑な移行ができるよう対策助言を行うこと
- ・ ベンダから提示される移行後の運用・保守経費の見積書を分析し、コストの妥当性評価、クラウド及びシステム構成の在り方、削減交渉を支援する、個別対応を実施すること
- ・ 個別支援や下記の発注者及び県内市町村で構成する協議会等を通し、クラウド利用料の最適化アプローチや、SLAの適正化に関する専門的助言を行い、持続可能なコスト構造の実現を支援すること
- ・ その他、専門的な見地から、市町村等が標準化を進めるに当たり、必要な助言・情報提供を行うこと

【想定される支援回数等】

項目	内容
支援対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等</li> </ul>
支援回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体DX及び標準化に関する支援を合わせて、年間で30件程度を想定している。 (1件あたり2～3時間程度を想定)</li> </ul>
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEB会議、電話又は電子メール等による対応を基本とすること</li> <li>相談の内容や課題の性質等に鑑み、必要に応じて現地を訪問し、支援に当たること</li> </ul>

(3) 自治体DX（標準化対応を含む）に係る知見共有

受注者は、国の動向、通知及び手順書等の内容を分かりやすくまとめた解説書を作成の上、発注者に提出すること。また、本業務における助言・情報提供等の内容について、市町村等へ知見の共有を行うことにより、共通する課題の解決を図ること

【想定される支援回数等】

項目	内容
支援対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者及び市町村等</li> </ul>
支援回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の動向、通知及び手順書等の内容を分かりやすくまとめた解説書は、月1回程度、計12回の発行を想定している。</li> <li>協議会等の支援については、年間で3回程度を想定している。</li> </ul>
支援方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>知見の共有については、県及び県内市町村で構成する協議会の会議の場での説明等を想定するが、発注者と協議の上決定する。</li> </ul>

(4) 他事業等との連携

本業務の効果を最大化するため、発注者が別途進める市町村等のDX推進に関連する施策（市町村のDX人材確保対策事業等）に関し、発注者から指示があった場合は、当該施策に関連する事業者等と十分な連携を行うこと

## 9 提出物

### (1) 実施計画書

- ・ 契約締結後、実施計画書を作成の上、7営業日以内に発注者へ提出し、その内容について発注者と十分に協議を行った上で、本業務を実施すること
- ・ ただし、提出後、事業の進捗状況や状況の変化等により変更することが適切な場合は、再度提出を行うこと
- ・ 実施計画書の内容は、以下のとおり。
  - ① 本業務の概要（目的、実施スケジュール、実施内容）
  - ② 業務体制図
  - ③ 業務実施の概要
  - ④ 上記以外で発注者が必要と認める事項

### (2) 月次報告書

- ・ 毎月の委託業務の履行実績について記載した月次報告書を、原則として、翌月の10日までに発注者に提出すること  
ただし、令和9年3月分については、令和9年3月26日（金）までに提出すること
- ・ 月次報告書の様式は、任意とする。
- ・ 月次報告の内容は、以下のとおり
  - ① DX全体方針策定に係る伴走型支援
    - 事業の進捗状況
    - 伴走支援の実施状況（支援対象団体ごとの状況、支援内容、回数等）
  - ② 自治体DX（標準化対応を含む）に係る個別助言支援
    - 自治体DXに関する支援の実施状況（支援内容、相談事項等）
    - 標準化対応に関する支援の実施状況（支援内容、相談事項等）
  - ③ 自治体DX（標準化対応を含む）に係る知見共有
    - 協議会等への支援に関する調整状況、支援状況
    - 解説書の発行状況

### (3) 中間報告書

- ・ 下記の内容を記載した中間報告書を令和8年9月30日（水）までに提出すること
- ・ 中間報告書の様式は、任意とする。
- ・ 中間報告の内容は、以下のとおり。
  - ① DX全体方針策定に係る伴走型支援
    - 上記9（2）①に記載する事項
    - 発注者への報告状況

- 中間報告時における課題・懸念事項と今後の対応策
- 中間報告時以降における仕様を見直し及び追加を検討すべき項目

② 自治体DX（標準化対応を含む）に係る個別助言支援

- 上記9（2）②に記載する事項
- 中間報告時における課題・懸念事項と今後の対応策
- 中間報告時以降における仕様を見直し及び追加を検討すべき項目

③ 自治体DX（標準化対応を含む）に係る知見共有

- 上記9（2）③に記載する事項
- 中間報告時における課題・懸念事項と今後の対応策
- 中間報告時以降における仕様を見直し及び追加を検討すべき項目

**（4）業務完了報告書**

- ・ 業務完了後、令和9年3月26日（金）までに発注者に提出すること
- ・ 紙媒体及び電子媒体（CD-ROM等）により、それぞれ1部ずつを納入することとし、電子媒体にあつては、Microsoft Officeの最新版または発注者が指定するバージョンで、閲覧、編集及び印刷可能な形式とすること
- ・ 業務完了報告書の様式は任意とし、その内容については以下を想定しているが、発注者と事前に協議を行うこと

① 上記9（1）①から④に記載する事項

※上記9（1）③は、発注者から市町村等へ共有できるように記載することとし、以下の内容を記載すること

- 支援対象団体に関する情報（支援状況、課題等）
- 市町村等から寄せられた相談・質問の内容と対応状況
- 作成した各種資料、データ等
- 業務実施に関する留意事項

② 上記以外で発注者が必要と認める事項

**10 経費及び支払い等について**

- （1） 委託料の支払いは原則業務完了後の一括払いとする。
- （2） 本業務の委託契約金額には、本業務の遂行に必要な全ての経費を含むものとする。

**11 本業務の引継**

受託者は、本業務の完了にあたり、次年度の業務を円滑に開始することができるよう、継続対応が必要な項目について、業務完了報告書提出に合わせて懸案事項及び継続事項として取りまとめ発注者に引継を行うこと

引継方法等については、別途発注者と協議の上、決定すること